

ろくじぞうせきどう 六地蔵石幢

三重県指定 有形文化財（工芸品）

指定年月日：昭和 62 年 (1987) 3 月 27 日

所有者：斎宮中町自治会

六地蔵石幢は灯籠に似た形状をしていますが、仏堂内の本尊前脇に吊り下げられた幡が石造化し堂外設備となったものです。石幢の形式には、一本の柱に笠を被せた単制式と、本例のように各部で構成される重制式があります。龕部の六地蔵は、死後六道を輪廻する人々を救済する地蔵菩薩を表現し、各面で印や持ち物が異なっています。

本資料の竿部分には銘文が刻まれており、「永正十癸酉（1513 年）」に「永春」によって先祖の供養等の目的で造立されたことがわかります。ゆったりとした笠の形や、こじんまりとした龕部の六地蔵尊、すなおな竿石の姿、張りのある基礎の反花、格狭間や蓮弁などの特徴は、室町時代後期の特色をよく示しています。宮川流域産出と推定される青緑色の硬質砂岩で制作されており、宝珠と笠との間にある請花や笠の先端など一部が欠損するものの、均整の取れた優品です。三重県下における六地蔵石幢の制作年代を考えるための基準資料の一つとして重要な文化財です。

本資料のある中町公民館の敷地にはかつて地蔵院があり、明治時代の廃仏毀釈によって衰微しましたが、宝永 7 年（1710）の銘のある地蔵菩薩立像が安置され、現在も八月に地蔵盆が行われ地域の厚い信仰を受けています。六地蔵石幢も、地蔵院に由来するものである可能性が考えられます。

平成 31 年 3 月 明和町 ※この看板は三重県教育委員会の協力を得て明和町が作成しました。

